

令和 5 年度第 3 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 5 年 5 月 1 5 日

担当部・課：市民生活部市民課〔内線 2 3 2 4〕

① 件 名
証明書等コンビニ交付サービス利用時のスマートフォンの利用について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b> 本市では、平成 3 0 年 7 月からマイナンバーカード（以下「カード」という。）を活用し、コンビニエンスストア等の多機能端末を介して証明書等の交付を行い、休日も含め午前 6 時半から午後 1 1 時まで、身近で気軽に住民票等を入手できる、市民サービスを提供している。</p> <p>国においては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」を公布し、カードの利便性の向上等を図るための関係法令が改正され、その中で、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」の発行に関する規定が盛り込まれた。</p> <p><b>【目的】</b> 法改正に応じた関係例規の整備により、証明書等コンビニ交付サービス利用時の移動端末設備（以下「スマートフォン」という。）の利用も可能とし、デジタル社会の形成を推進するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b> デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号） デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 1 6 6 号） 石巻市印鑑条例（平成 1 7 年条例第 1 8 8 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 5 月 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律公布 令和 5 年 4 月 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令公布（スマートフォンに係る規定の施行期日は「令和 5 年 5 月 1 1 日」）</p>
⑤ 主な内容
<p>コンビニ交付サービス利用の際、カードだけではなく、スマートフォンでもサービス提供が受けられるようになる。</p> <p>国では、コンビニ等に設置されているマルチコピー機の改修及びスマートフォンアプリのインストールなどが必要なため、コンビニ交付サービスでの当該事業開始時期は、早くても本年秋頃の見込みとなっている。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p><b>【影響・効果】</b> コンビニ交付サービスでのスマートフォン利用を可能とすることで市民サービスが向上し、国及び本市で目指すデジタル社会形成整備の一環が図られる。</p>

<p>⑦ 他自治体の政策との比較検討</p>
<p>【令和5年4月18日現在】        印鑑条例を一部改正し、コンビニ交付サービスを実施する自治体は県内24自治体        本年3月末臨時会で議決：多賀城市        第2回定例会：東松島市、気仙沼市、栗原市        第3回定例会：仙台市        ※その他の自治体は提案時期を検討中</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和5年6月      令和5年市議会第2回定例会に、石巻市印鑑条例の一部を改正する条例について提案（施行予定年月日：公布の日から施行）        令和5年中～      国の進捗状況に応じて、コンビニ交付サービス利用時のスマートフォン対応に係る内容を市ホームページ・市報等で周知</p>
<p>⑨ その他</p>